

# 市税の

生活のあれこれ



私たちの生活を支えるために重要な税金。  
今回は、皆さんから寄せられた質問にお答えします。

ID 1001619

## はじめての納税

**Q** 初めて納税通知書が送られてきました。どうすればいいの？ (20代男性)



税制課  
主事 安藤 雄慈

**A** 課税の対象になったためです。

前年に収入があった人や軽自動車を所有する人など、市税を納める対象になると市税が課税されます。送られてきた封筒の内容を確認して納めてください。

ID 1001725

**A** 3年間の減額措置が終了したためです。

一定の要件を満たしている新築住宅は、3年間の減額措置を受けることができます。その減額期間が終わると、本来の税額に戻ります。なお、固定資産税の評価額は3年に一度の評価替えごとに見直しを行っています。

税制課 ☎(632)2250



資産税課  
主事 早乙女 璃奈

## バイクを譲り受けたら

**Q** 50ccバイクを譲り受けました。何か手続きが必要なの？ (50代男性)

ID 1001623

**A** 名義変更の手続きが必要です。

税制課または各地区市民センター・出張所で名義変更の手続きをしてください。手続きには、前所有者からの譲渡証明書やナンバープレートなどが必要になります。

税制課 ☎(632)2205



## 税金についてもっと詳しく「市税のしおり」

「市税のしおり」は、市庁で見ることができます。新たに外国語8言語に翻訳した「多言語版 市税のしおり」を作成したので、ご利用ください。

税制課 ☎(632)2204

ID 1021406



▲日本語版ホームページ

ID 1021110



▲多言語版ホームページ



## 主な税金の種類 ID 1003700

市税	市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税など
県税	県民税、事業税、不動産取得税、自動車税など
国税	所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税など

税金と私たちの生活

税金は、市税・県税・国税（左の表参照）に分かれ、私たちの生活に関わる多くのことに使われています。学校に通ったり、公園で快適に過ごしたり、安全に道路を使ったりと、暮らしやすさを維持するために、税金は欠かせません。

また、本市では、今後迎える本格的な人口減少や少子高齢化などの問題に対応し、将来にわたって持続的に発展していけるよう、税金を使い、さまざまな取り組みを行っています。

税金は、現在の私たちの生活を支えると同時に、明るい未来をつくるための重要な財源です。正しい知識を持って納税してください。

## 困った時に知りたい

**Q** いくらぐらいの収入があると市民税・県民税は課税されますか？（10代男性）

ID 1001691

**A** 市民税・県民税は、給与収入が97万円を超えると課税されます。

所得税は103万円を超えると課税されます。ただし、扶養人数やその他の控除などによって違ってきます。

**Q** 市税を滞納するとどうなるの？（40代女性）

ID 1003667

**A** 納期限までに市税を納めずにいると、督促状が送られます。

それでも納付がない場合は、催告書や電話で納付をお願いしています。滞納すると延滞金を加えて納めなければならない他、預貯金や給与などの財産調査の後、差し押さえられることがあります。事情により納税が困難な場合は、必ず納税課に相談してください。

☎納税課 (632)2226

**Q** 忙しくて昼間は、窓口に行けません。土・日曜日に所得証明書を取る方法はあるの？（30代女性）

ID 1013180

**A** マイナンバーカードをお持ちであれば、土・日曜日でもコンビニエンスストアで取得できます。

コンビニエンスストアのキオスク端末（マルチコピー機）で、現年度の所得証明書と課税証明書が取得できます。詳しくは、下の記事をご覧ください。

## 始まる新生活

**Q** 昨年4月に学校を卒業して就職しましたが、市民税・県民税が給料から差し引かれていない……これって未納ですか？（20代女性）



**A** 未納ではなく、令和2年6月の給料から差し引かれます。

個人の市民税・県民税は、前年中に一定以上の所得があった人に対して、定額の均等割と所得に応じた所得割の合計額が翌年度に課税されます。

会社員の場合は、年税額を翌年度の6月から次の年の5月までの12カ月に分けて給与から差し引かれます。

☎市民税課 (632)2217

**Q** 今年の3月に宇都宮市に引っ越してきたけれど、市民税・県民税を納める市町村は変わるの？（30代男性）

ID 1001700

**A** 市民税・県民税は、その年の1月1日に住んでいた市町村に納めることとなります。

年度の途中で納める先の市町村が変わることはないの、令和2年度の市民税・県民税であれば、令和2年1月1日に住んでいた市町村に納めることとなります。なお、税証明書も課税している市町村が発行します。

☎市民税課 (632)2217



市民税課  
主事 金原 由佳

## いつでも便利に コンビニで証明書取得

ID 1013180

☎税制課 (632)2186

▼日時 毎日。ただし、年末年始（店舗により異なります）とメンテナンス時を除く。午前6時30分～午後11時。

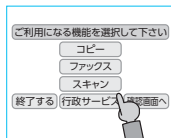
▼費用 1通200円。

▼持ち物 利用者証明書電子証明書が搭載されているマイナンバーカード（個人番号カード）。マイナンバーカードの申請方法について、詳しくは、市民課☎(632)5266へ。

▼その他 収入の申告がない人などは取得できません。

## 証明書のコンビニ交付の手順

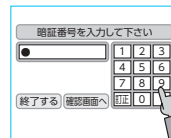
キオスク端末の説明に従ってタッチパネルで操作を行ってください。



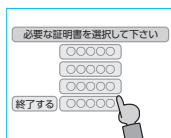
1 キオスク端末で「行政サービス」を選択



2 マイナンバーカードをキオスク端末にセット



3 暗証番号を入力



4 必要な証明書を  
選択



5 キオスク端末に  
手数料を投入



6 完了